

## ※「埋蔵文化財発掘の届出について」を提出する際の注意事項

1. 申請者 施主が申請者となります。（工事請負者や設計者ではありません。）
2. 提出期限
  - ・工事着工の60日前まで。
  - ※期限までに提出が困難な場合は、理由を下記の問い合わせ先にご連絡ください。
  - ・届出の提出後、数週間程で岐阜県から指示がありますのでそれに従ってご対応下さい。
3. 添付書類
  - ・次の図面をA4かA3サイズで提出して下さい。
    - ①位置図（開発場所がわかる地図）
    - ②開発場所の平面位置、基礎伏図（掘削範囲）、基礎断面図（掘削断面図）  
（基礎平面図・断面図等に掘削する範囲を朱書きで記入）
      - ※特定の図面がない場合は、寸法を記入した概略図でも結構です。
  - ・試掘確認調査承諾書 ※試掘調査を必要としない場合もありますがご提出ください。  
試掘調査費用は町が負担します。
4. 記入方法の注意
  - ・「4. 遺跡の種類、名称、現状、時代」は町教育委員会で記入します。
  - ・「5. 工事概要」には個人住宅、工場建設、建て替えなど具体的に記入して下さい。
  - ・着手時期と終了時期はえんぴつ書きで提出して下さい。
5. 提出部数
  - ・2部
6. 提出先およびお問い合わせ先

■富加町教育委員会	教育課	文化財担当	TEL (0574) 54-2177
			FAX (0574) 54-2461
■富加町郷土資料館	館長（学芸員）		TEL (0574) 54-1443